

# 職場における労働衛生

参考:「令和4年度「全国労働衛生週間」を10月に実施」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_26899.html) を加工して作成

10月1日～7日は「**全国労働衛生週間**」

9月1日～30日は  
準備期間です

令和4年度  
スローガン

あなたの健康があってこそ  
笑顔があふれる健康職場

主催者:厚生労働省、中央労働災害防止協会

参考:「職場における労働衛生基準が変わりました～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf)、  
「職場における労働衛生基準が変わりました」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf) を加工して作成

## 職場における労働衛生基準が変わりました(一部掲載)

社会状況の変化に合わせて、すべての働く人々を視野に対応すべく、職場における労働衛生基準が変わりました。

### ● 作業面の照度基準が3区分から2区分へ

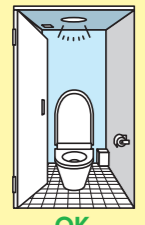
改正前		改正後	
作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上		
粗な作業	70ルクス以上	付随的な事務作業*	150ルクス以上

眼精疲労や上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

\*事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

### ● 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✔ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✔ 便所の全方向が壁等\*で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である  
\*視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✔ 1個の便房により構成されている
- ✘ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。なお、従来の設置基準を満たしている場合は変更の必要はありません。

手洗い設備も便所内に設けられている必要があります。

### ● 備えるべき救急用具の内容は各事業場で検討しましょう

作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

応急手当の際の感染予防に必要な品目も用意しておきましょう。

- ・マスク
- ・ビニール手袋
- ・手指洗浄薬 等



栗を使ったケーキとして有名な「モンブラン」ですが、必ず栗を使っているとは限りません。モンブランはフランス語で「白い山」を意味し、フランスとイタリアの国境にあるモンブラン山をイメージして、細いクリームをあしらひ、雪に見立てた砂糖がかけられている特徴があります。日本で最初にモンブランを作ったお店が、日本人の好みに合わせ黄色い栗の甘露煮を使用したことで「栗」のイメージがついたと言われています。



ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

レンタルのニッケン 検索



#### 安全ニュースのご活用についてお願い

- 弊社は皆様の安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願いいたします。
- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複製・複製・貸出・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

レンタルのニッケン 公式 Twitter 情報発信中!

フォロー宜しくお願ひします!

安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見ご要望などがございましたらeメールをご活用ください e-mail: nikken@rental.co.jp

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

# レンタルのニッケン -Safety News- 安全ニュース

2022年  
9月号  
NO.  
249

株式会社レンタルのニッケン  
編集・発行  
安全技術部 / 営業企画部  
お問い合わせ  
TEL.03-5512-7411  
発行日  
2022年9月1日



### 特集 騒音・振動

- 2020年度における公害苦情受付件数
- 騒音・振動による身体への影響
- 建設作業における騒音・振動の規制
- 職場における労働衛生

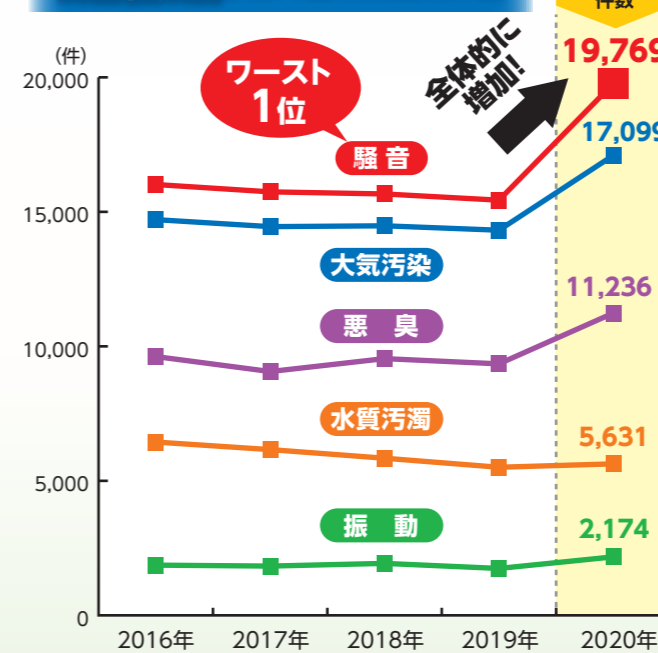
2022年  
10月号の予告

【三大災害】  
建設機械・クレーン等災害

参考:「令和2年度公害苦情調査結果報告書」(総務省) (https://www.soumu.go.jp/main\_content/000783665.pdf) を加工して作成

## 2020年度における公害苦情受付件数

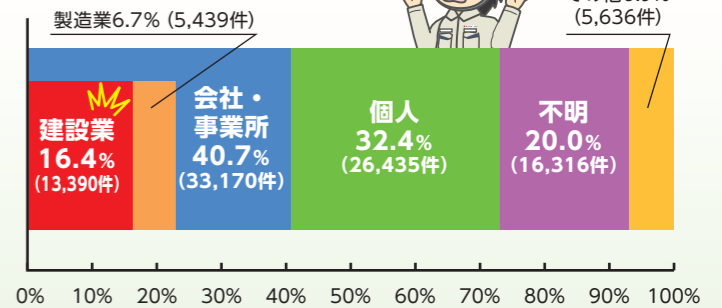
### 公害種類別 (典型7公害の内、件数上位5種)



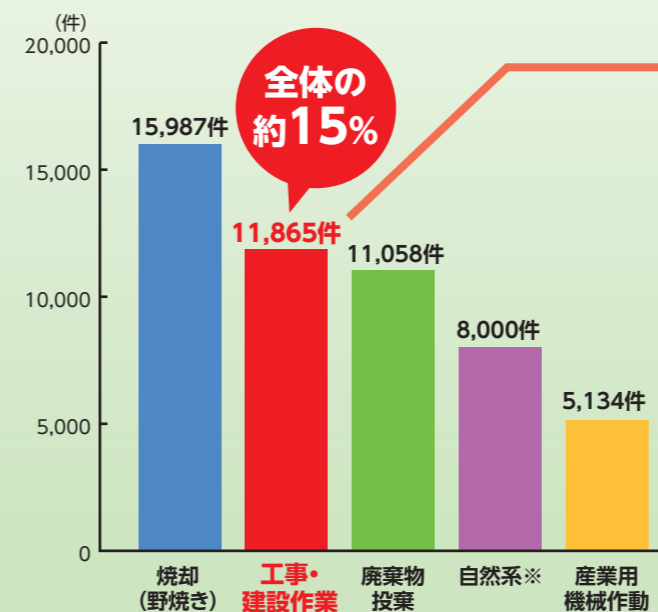
左記グラフで、件数が増加している理由のひとつとして、在宅勤務などによる**在宅時間の増加**が考えられます。

### 主な「発生源別」

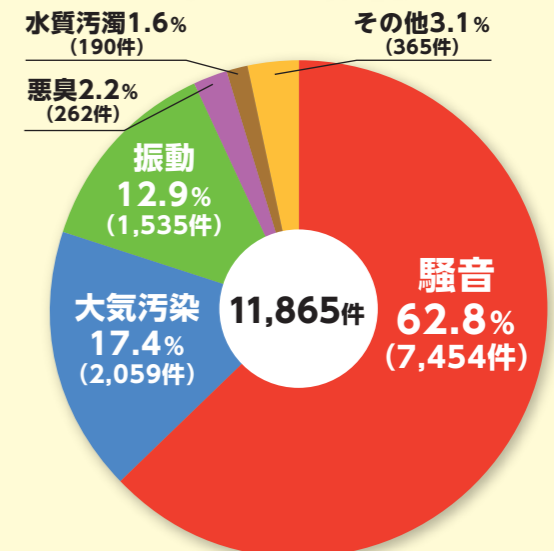
「建設業」は会社・事業所内で**1番多くなっています。**



### 主な「発生原因別」(件数上位5種)



### 「工事・建設作業」の内訳



★ ホームページにも掲載しております！是非ご覧ください。★

# 建設作業における騒音・振動の規制

## 騒音の規制

※参考:「騒音規制法」(環境省) (<https://www.env.go.jp/air/noise/souonkiseih-pamphlet.pdf>)を加工して作成

### 騒音の特定建設作業

● くい打機、くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザを使用する作業など ※条件によっては、一部除外するものがあります。

騒音の大きさや作業時間等は次のとおり定められています

※災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等は、この限りではありません。

規制の種類/区域	第1号区域 注1	第2号区域 注2
騒音の大きさ	敷地境界線において <b>85dB</b> を超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行われないこと	午後10時～翌日午前6時に行われないこと
作業期間	1日あたり <b>10時間以内</b> 連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

注1:第1号区域...●良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 他 注2:第2号区域...●指定地域のうちの第1号区域以外の区域



100dB
90dB
80dB
70dB
60dB
50dB
40dB

- 100dB 電車が通るときのガード下
- 90dB 大声による独唱・騒々しい工場内
- 80dB 地下鉄の車内
- 70dB 掃除機・騒々しい事務所
- 60dB 普通の会話・チャイム
- 50dB 静かな事務所
- 40dB 図書館・深夜の市内



※参考:「騒音に係る環境基準について」(環境省) (<https://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html>)を加工して作成

## 振動の規制

※参考:「振動規制法」(環境省) ([https://www.env.go.jp/air/shindokisei\\_panf.pdf](https://www.env.go.jp/air/shindokisei_panf.pdf))  
「よくわかる建設作業振動防止の手引き」(環境省) (<https://www.env.go.jp/content/900405114.pdf>)を加工して作成

### 振動の特定建設作業

● くい打機、くい抜機、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する作業  
● 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ※条件によっては、一部除外するものがあります。

振動の大きさや作業時間等は次のとおり定められています

※災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等は、この限りではありません。

規制の種類/区域	第1号区域 注3	第2号区域 注4
振動の大きさ	敷地境界線において <b>75dB</b> を超えないこと	
作業時間帯、作業期間、作業日	騒音と同じ	

注3:第1号区域...●良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ●住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
●住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域  
●学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内  
注4:第2号区域...●指定地域のうち第1号区域以外の区域

**55~65dB**

揺れをわずかに感じる人がいる

**65~75dB**

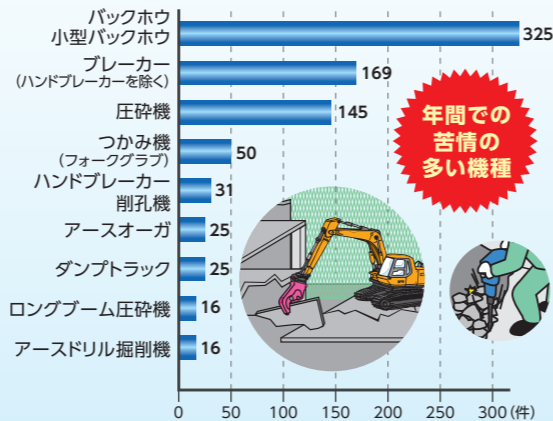
眠っている人の一部が目覚めます

**75~85dB**

屋内にいる人が揺れを感じる

**85~95dB**

ほとんどの人が驚く歩いている人が揺れを感じる

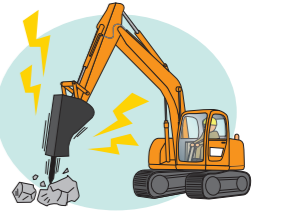


# 騒音・振動による身体への影響

## 騒音が作業者に及ぼす影響

※参考:「騒音障害防止のためのガイドライン」解説パンフレット(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000679171.pdf>)を加工して作成

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて**騒音性難聴**になることがあります。



### 代表的な騒音対策

厚生労働省が策定した「騒音障害防止のためのガイドライン」で代表的な方法は、以下の通りとされています。

※参考:「安全衛生キーワード 騒音対策」(厚生労働省) ([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo73\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo73_1.html))を加工して作成

分類	方法	具体例
1.騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
	発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換など
	遮音	防音カバー、ラギング
	消音	消音器、吸音ダクト
	防振	防振ゴムの取り付け
	制振	防振材の装着
	能動制御	消音器、吸音ダクト、遮音壁など
2.伝ば経路対策	運転方法の改善	自動化、配置の変更など
	距離減衰	配置の変更など
	遮蔽効果	遮蔽物、防音壁、防音室
	吸音	建物内部の消音処理
	指向性	音源の向きを変える
3.受音者対策	能動制御	消音器、吸音ダクト、遮音壁など
	遮音	防音監視室、囲い
	作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作など
	耳の保護	耳栓、イヤーマフ
	能動制御	消音ヘッドホン

### 代表的な聴覚保護具



## 振動が作業者に及ぼす影響

※参考:「安全衛生キーワード 振動障害」(厚生労働省) ([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo97\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo97_1.html))を加工して作成

振動工具の使用に伴って発生する振動に加えて、作業時間などの作業要因、寒冷などの環境要因、日常生活などの要因が複雑に作用して発症すると考えられている**振動障害**があります。

### 振動障害とは...

- ①手指の末端の血液循環が悪くなって起きる「**末梢循環障害**」
- ②手指のしびれや痛みが起り、熱さ・冷たさ、痛みなどの感覚が鈍くなる「**末梢神経障害**」
- ③手指、肘の痛みが起る「**骨・関節の障害**」

### 3つの障害の総称

#### 症状

手指や腕にしびれ・冷え・こわばりなどが現れ、さらにこれらの影響が重なり生じてくる白ろう病(レイノー現象)を特徴的な症状としています。

**白ろう病(レイノー現象)とは**  
発作的に手足の血行が悪くなり、皮膚の色が蒼白または紫色(チアノーゼ)になり、痛み、冷感、しびれ感が現れる症状のこと。

### 予防対策

振動障害予防のためには、周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値※1及び振動ばく露時間により手腕への影響を評価し、対策を講じることが有効です。

※1 詳しくは厚生労働省ホームページ「振動障害の予防のために」をご確認ください。

### 振動工具の選定

- 振動や騒音が出来る限り少なく、軽量なものを選ぶ。
- 定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つ。
- 「振動工具管理責任者」を選任し、点検・整備状況を定期的に確認し、その状況を記録する。

